

## 令和6年度定額減税及び調整給付の実施について

### 1 制度の目的

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税（定額減税）を実施する。併せて、減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付）を実施する。

### 2 制度概要及び区の想定規模

#### (1) 定額減税（地方税分）

制度概要	想定規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和6年度分個人住民税所得割の額から、納税者（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）及び控除対象配偶者を含めた扶養親族1人につき、1万円（※）を減税</li> <li>○定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填</li> </ul>	約32万5千人

※このほか、令和6年分の所得税（国税）から、3万円の減税が実施される。

#### (2) 調整給付

制度概要	想定規模
<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者は、定額減税可能額(※)が、令和6年に入手可能な課税情報をもとに把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」（令和5年分所得税額）又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者</li> <li>○給付額は①+②の合計額（合算額を万円単位に切り上げる） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額</li> <li>② 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額 （①&lt;0の場合は0、②&lt;0の場合は0）</li> </ul> </li> <li>○実施主体決定日は令和6年1月1日、事務処理基準日は令和6年6月3日</li> </ul>	約8万人

※定額減税可能額：所得税分 = 3万円×減税対象人数

：個人住民税所得割分 = 1万円×減税対象人数

### 3 スケジュール（予定）

- 令和6年6月 広報すぎなみで、制度の周知  
定額減税の実施
- 7月 調整給付の対象者に申請書を送付
- 8月 調整給付の支給開始
- 10月 調整給付の申請終了（～10月31日まで）